主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人堀口嘉平太の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意は、違憲をいうが、すべて原審の認定にそわない事実関係を前提とする主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、被告人の所論供述に任意性、信用性を認めた原審の判断は相当である。)。よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和四九年四月二五日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健一	郎
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_
裁判官	岸	上	康	夫